

# 日本建築学会基本問題委員会報告

1988年12月20日

# はしがき

## I. 総論

- |                  |          |
|------------------|----------|
| II. 発表の場について     | WG. 1    |
| III. 表彰制度について    | WG. 2    |
| IV. 支部・支所について    | WG. 3    |
| V. 情報委員会の構想について  | WG. 4    |
| VI. 組織・運営・財政について | WG. 5, 6 |

## は し が き

当基本問題委員会は、1988年1月理事会において、基本問題検討委員会答申（1987年12月）に基づき、本会の今後の発展を期するための組織ならびに運営の見直しの具体案を作成することを任務とし、設置期間を1988年12月までとして設置された。

委員会は、後記の21名の委員で構成され、基本問題検討委員会の運営形態を引継いで、テーマ別のワーキンググループとして

WG-1. 発表の場

WG-2. 表彰制度

WG-3. 支部・支所

WG-4. 情報機構

WG-5. 組織と運営

WG-6. 財政

を設けて具体案の検討を進め、それぞれの検討結果を踏まえて委員会の審議を重ねたが、その過程で個々の事案について理事会ならびに関連の委員会に逐次中間報告を行い、それによって必要な修正を加えて成案を得たものは理事会の議によって規程制定が行われてきた。しかし、検討した事項のなかには時宜を得ずに具体化に至らなかった課題や審議未了の事項も残している。これらについては、引続き新設の総務委員会において検討を続けられることを期待している。

当委員会は、ここに設置期間の終了に当たり、不全ながらもその審議内容を総括して報告書とするが、本会が今後ともわが国建築文化創成の中心としてその責を全うするための強固な基盤を確立することを願って、会長はじめ理事会ならびに関連各委員会のご指導とご激励をいただきながら作業に当たった当委員会の意の在るところを汲まれて、今後の検討の参考に供していただければ幸いである。

以下、本報告書は、総論と各ワーキンググループによるテーマ別の総括とからなる。

# I. 総論

## 1. 本会をめぐる状況

建築にかかわる分野の拡大と専門の細分化、先鋭化の急速な進行に伴い、拡散的な傾向が強まり、他分野との境界領域での相互交流が活発となって、各種の専門的な学協会、その他の組織が相次いで設立される状況の中で、本会は自らの社会的役割を鮮明にし、学会の内外に広く理解を求めて、新しい時代にも確固とした歩みを続けなければならない。

## 2. 本会の基本的な任務

専門分化がますます進行する状況の中で、建築学会は各専門分野における成果を建築学の体系の中に再構築し、その本来の姿である学術・技術・芸術の総合としての建築を追求するための唯一の開かれた組織として、これまで通り建築界の中心にあってその任務に相応しい求心力を保持し続けなければならない。これまで生来的に備わっていたその求心力を持ち続けるためには、今後は意識的な努力を要することになる。

## 3. 本会組織の現状

草創期から、わが国の近代化とともにその一翼を担いつつ発展を続け、戦後の復興期、急成長期を経るなかで会勢を拡大してきた建築学会は、昭和50年の会員数32,340名をピークとして、以後は低減傾向を示し、昭和60年には28,800名となった。準会員の数は昭和44年の3,061名がピークで、昭和60年には415名まで激減している（現在は、昨年来の会員増強運動の成果で会員総数30,945名、準会員800名まで回復している）。

学会としては、その活動の基盤である会員数の低減傾向に歯止めをかけ、特に次代を担う世代の参加を求めるための施策を講じなければならない。

また、現在の会員の業種別構成（63年4月現在）は、学校関係23.9%、官公庁・公団・公社関係11.0%、設計事務所23.5%、建設業24.8%、その他（材料・設備、不動産、ほか）16.7%である。本会の運営の基本は、このような会員構成に相応しいバランスを求め、会員の参加意識を高揚することと会員の要望を積極的に引き出してそれを反映した事業展開を図ることに置かれるべきであろう。

#### 4. 学会活動の運営状況

学会の第一の機能が研究活動の推進とその成果の普及にあることは言うまでもなく、本会は会員が広く交流し、それぞれの研究成果を発表・討論するための場を設けるとともに優れた成果を顕彰して、会員相互の啓発と研究の振興に努めている。本会の最近の大会発表題数は約 3,500 篇、大会参加者が約 5,500 人、論文報告集掲載題数は年間約 300 篇、論文会員が約 7,000 人である。調査研究関係の 14 の専門委員会傘下の運営委員会（分科会）、小委員会の総数は、昭和 50 年の 137 から昭和 62 年の 255（86%増）へ、委員の総数は延べ 2,713 人から 4,575 人（68%増）へ、委員会開催数は年間 768 回から 1,669 回（117%増）へと増加し、委員会活動もますます活発に行われている。

支部においても、学術関係の委員会数は 9 支部合計で 75、委員数は約 2,000 人である。

概略的にみると、研究活動に直接かかわっている会員の数は全会員の大凡  $1/8 \sim 1/10$ 、その成果を論文という生の形の情報として受取っている会員が全会員の  $1/4 \sim 1/6$  である。したがって大部分の会員は、学会からの情報を「建築雑誌」によって受ける他は、規準、標準仕様書、指針、資料集成など刊行物や講演・講習会などを通して加工、整理された形で受け取っている。

ここで、学会刊行物の売れ行きが、会員数の低減傾向と同様に昭和 50 年以降停滞していることは、十分に検討されなければならない問題である。

#### 5. 本会の財政状況

本会の財政は、主として会費と講習会収入を財源とする基本部門と、出版物収入・調査研究委託収入を基礎とする研究事業部門、会館収入による会館部門から成立しており、それぞれ独立した経理が行われている。最近 1 両年について言えば、各部門とも健全に推移している。会館部門の借入金返済は、会館建設当初の計画を大きく上廻って順調に進捗してきて、今回の増築による借入金を加えてもほぼ 14 年後には返済を完了し、それ以後は一層安定した経営が可能となる見通しである。これに引きかえ、基本部門は会員数の伸び悩みにより安定収入は停滞しており、講習会等の収入は極めて変動性が大きい。研究事業部門も低迷気味の刊行物収入の他は変動の大きい不安定財源である。この両部門については、このまま推移すれば近年中に収支のバランスが崩れ、累積赤字を生むようになる可能性が強く、早期に対策を講ずる必要が認められる。

## 6. 本会の今後の課題

建築学会は、建築にかかわる諸分野の専門的な学協会、職能団体の相次ぐ誕生にもかかわらず、学術・技術・芸術の総合としての建築を追求するための権威ある組織として建築界の中心にあって、研究者・建築家・技術者の共有の場として機能し、建築文化の創出に寄与するとともに、建築と都市についての社会の認識を高めるために必要な活動を行うことを自らに課している。従って、より多くの人々の参加を求めること、特に若い世代の優れた人材を建築の世界へ誘導して更なる発展を期するための努力を重ねること、このような社会的使命を負う本会の活動を活発化し、それを維持するための安定した経営基礎を確立すること、がこれからの学会の課題である。

当委員会では、以下の諸事項について、具体的な検討を行い、現時点で実施可能なものについては規程化を提案して前進を図ってきたが、残っている問題も多い。

### (1) 発表の場の充実

現在、学術研究の発表の場としては、大会＝講演梗概集、支部発表会＝支部研究報告、論文報告集があるが、それぞれ次のような点の改善を図り、一層の発展を期すべきである。

① 大会 講演発表時間の極端な短縮、梗概集のぼう大化などと併せて開催地の施設、宿泊、交通の諸条件の制約や担当支部・支所の運営負担など多くの問題を抱えながら、大会の必要性については広範な支持がある。従来からのG.R制のより合理的な運用、本年から実施されたポスターセッションの充実、建築をめぐる問題意識の共有と共感を育むための領域横断的な企画の定着など、年に一度の全分野交流の機会を生かしての効率的な発表、討論形態の創出が今後の課題である。

② 支部研究報告 支部活性化のための各支部独自の発表会の運営と併行して、広く要望の高い「研究報告集としての位置付けの明確化」の問題がある。複数支部共催による討論の活発化と査読の制度化の提案なども今後の検討課題である。

③ 論文報告集 学会の学術活動を代表する権威ある発表の場として確立されているが、その品位を保ちつつ、総説、展望、委員会報告、各種の学術記録などを併載する編集上の柔軟性を加えることも検討されるべきである。また、討論の活発化を誘う制度上・編集上の工夫が多くふうが望まれる。

上記の現行の発表制度の検討とは別に、より基本的な問題として、これまで学会として作品ならびに技術に関する創造的成果についての発表の場をもっていなかったことがある。

作品については、新たに作品選集の刊行が決定し、規程化された（1988年12月理事会決）が、その募集・選考は支部と本部の緊密な協働によって行われることになっており、学会に相応しい水準を保ちつつ広く全国の会員の作品発表の場として定着するよう、支部と本部が力を合わせて育成されることを要望する。

技術研究成果については、現在大会において相当数の発表が行われているが、論文報告集では（発表主題としてはカテゴリーに含まれている）、その事例は極めて少数である。現業実務に関連する技術報告に関心のある会員が現在の論文会員と大きくは重ならないことに留意する必要がある。別途に、技術報告集を新設して論文報告集、作品選集と三位一体の発表の場を整備することが会員構成との対応からも強く望まれるところである。技術報告集のあり方については、基礎的な調査に基づいて編集・刊行の基本方針を策定する必要があり、また財政的な面からの検討も必要であるので、今後の課題とせざるを得なかった。継続的な検討が進められて、近い将来に実現の運びとなることを期待する。

作品発表、技術研究発表については、可能ならば支部において発表部門として確立し、支部会員の学会活動への参加の場を拡大することが本会全体の統一的な発表の場を制度化する上で有力な基礎作りとなるものと考えられるので、支部において積極的な検討が行われることを希望する。

## （2）表彰制度の整備

従来の大賞、学会賞（論文・作品・業績）は、わが国建築界において最高の権威ある賞として評価が定まっているが、学会賞については制定時に比べると分野の拡大、会員数の増加が著しく運用上の難点を生じていたもので、すでに制度全般の見直しを行い、体系的な整備を行った（昭和63年6月理事会決）。すなわち、全般にわたる表彰規程を定め、大賞（従来通り）、学会賞（基本は従来通り、表彰数を調整）、奨励賞（新設）、文化賞（創立100周年記念賞を定例化）、支部における賞（支部規程）、個人または法人からの基金による賞（別規程）を制定した。奨励賞については当面論文賞のみとしているが、条件が整いしだい作品賞、業績（論文・作品以外）賞を設置すべきものとして発想されている。表彰規程の運用管理のために理事会の補佐期間として表彰委員会を設置し、また各賞選考委員会運営規程を整備した。

### (3) 支部・支所の活性化

大多数の会員が日常的に直接学会活動に参加することのできる支部・支所は学会の組織として極めて重要な役割を負うものであるが、各支部・支所はそれぞれ創設時以来の地域社会における歴史的背景をもち、独自の活動形態をもって推移してきている面が多い。従って、にわかに画一的な論議を進めることは適切ではないが、できる限り共通の組織原理に基づいて整備されることが望ましい。今後は、学術発表、作品発表、技術発表の場を支部から積み上げて学会全体の統一的な発表の場へと組織化するために、支部相互、支部・本部間のより緊密な連繫が必要となるし、表彰制度についてもこの度定常化された文化賞、霞が関ビル記念賞などは、従来からの学会賞（論文・作品・業績）などと同様あるいはそれ以上に、支部において地域性の高い個性的な優れた候補が遺漏なく選考されて推薦されることが望まれる。こうした諸事業、諸制度の運営を通じて支部共通の場を拡大し、本部機構との連繫を強化して活性化を推進する必要がある。このため、従来年に1回程度慣行により行われていた支部長会議を本会の機能強化のための重要な会議の一つとして位置づけて規程化を行った（1988年12月理事会決）。

### (4) 教育・文化事業の推進

会員に対する研究成果の普及活動としての講習会等の事業は一層活発に行うべきであるが、加えて建築界の次世代の育成も学会の重要な任務の一つである。大学・高専・工高のそれぞれにおける建築教育の理念、目標、方法（標準カリキュラム案など）の提言、教材資料の体系的な企画などを含む積極的な事業展開によって総合体系としての建築学の建築教育への投射を推進し、また小、中、高一般教育ならびに社会人教育における建築文化の啓蒙普及のためのプログラムの策定などを通じて社会全般の建築に対する認識を高め、活力に溢れた優れた人材を建築の諸分野へ招き入れるため本会が主導的な役割を果たすべきである。

このため、従来の講習会等事業委員会、設計競技事業委員会の機能を強化して規程を整備し、PR事業委員会を講演・展示事業委員会に改めて内容を整え、また教材企画委員会を新設した他、これらの委員会相互の連繫を密にし総合的な企画調整を行う組織として教育・文化事業委員会を設けた（1988年12月理事会決）。

従来、調査研究関係専門委員会として建築教育委員会があり、大学・高専・工高における建築教育の諸問題についての調査研究が行われているが、上記の事業委員会は建築教育委員会との密接な連繫協力の下で体系的な事業計画を立案、展開するものである。また、調査研



究関係の各専門委員会は従来からそれぞれ独自に教材等の企画刊行を行っているが、教材企画委員会はそれらと協力して教材企画を体系化し、学会企画の建築学教材としての総合性を整えて教育の場に提供することを任務とする。教材企画委員会の委員長は刊行委員会委員長が兼務し、教材以外の刊行企画との整合性を図るものとしている。

#### (5) 情報機構の計画的整備

これからの学会の最も重要な機能は、整備された情報ネットワークによる情報発信である。情報発信機構としての各種委員会を連絡するネットワークと全ての建築にかかわる情報をデータベースに取り込むシステムを構築し、会員個人を含めたあらゆる本会の組織に情報が双方向性のシステムによって収集・配信されるようサービスネットワークを具体的に編成・運営する。そのため図書室の機能を拡大し、情報センター的役割を果たすよう機構を整備する。このような情報機構の整備は、情報交流の基本方針を策定し、長期財務計画の上で適切な整備計画を立案して着実に進められなければならない。この任に当たる委員会として情報委員会を新設した（1988年12月理事会決）。この委員会はまた、図書委員会、会誌編集委員会、刊行委員会の相互連繫調整を司り、それらを総括する役割を負うものである。

#### (6) 学会運営組織の整備

学会の会務運営は定款の定めるところにより、総会、評議員会、理事会の議決に従って、会長、副会長、理事がそれぞれの定められた責任と権限により処理しているが、組織全体は長い歴史のなかで時代の推移と事業の拡大に伴って派生、増殖を続けてきた面があり、必ずしも全体的な整合性が保たれておらず、また、形骸化しながらも慣行として効率の悪い運営が行われている部分もあり、学会が神経の通った統一体として新たな時代に対処して行く上で全組織の見直しと再編成を行う必要がある。見直しに当たっての基本的な視点は上述のようなこれからの学会のあり方を実現することにある。

① 役員構成 従来伝統的に大学関係者に限られていた副会長を増員して大学以外  
分野からの選出を求め、建築の総合的な視野を拡大し、基盤を強化することとした  
(昭和63年3月理事会決定)。

② 役員の担当業務の明確化と諸会議の実質化 学会活動の総合的な企画運営にかか  
わる事項と表彰制度の総括的事項は会長の直轄とする他は、学会の全業務を、会務、  
研究、教育、情報、支部の5つの柱の下に整理し、それぞれ副会長が担当するものと

し、それぞれの部門を担当する理事が担当副会長を補佐する。担当副会長は会長主宰の企画運営委員会において学会全組織内での各部門のあり方を議し、学会としての整合性のある事業展開を推進するものとする。

理事会をはじめ諸会議は形式的・手続的な議題を簡略化して実質的な審議を行うものとし、開催回数の削減を図る必要がある。この主旨に基づいて理事会運営規程の整備を行った（1988年11月理事会決）。

③ 総合的な企画、調整、長期計画策定のための委員会の設置 運営組織を別紙図のように構成し、各部門毎にそれぞれの部門の実務委員会の右端に各部門の担当分野における総合的な企画、調整、点検、長期計画策定のための統括委員会を設ける。すなわち

会務→総務委員会、 研究→学術委員会、 教育→教育・文化事業委員会、  
情報→情報委員会、 支部→支部長会議

がこれにあたる。これらの委員会の構成は担当副会長、理事と部門内の各委員会委員長、ならびに運営上必要とされる委員で構成するものとし、各部門内の実務運営の調整を図るとともに組織横断的な総合企画と、長期展望に立って必要な委員会の新設・改廃を検討する。

会務関係委員会のうち、財務運営委員会は、会長の諮問委員会であった同名の既存委員会を、予算、決算及びその関連事項ならびに長期財務計画を審議立案する実務委員会として任務を強化した（1988年11月理事会決）。会員委員会は会員業務の適正な運用のために新設した委員会であるが（1988年11月理事会決）、本会発展の基盤をなす会員増強に関する企画、実施はこの委員会の重要な任務の一つである。総務委員会は会務関係各委員会の統括委員会として機能するとともに、本会全般にわたる諸事項ならびに他の部門に属しない事項を総攬するものとし、組織の改変に伴う事項、本会の長期事業計画に関する事項はこの委員会の議により組織全般の中での整合性を検討するものとする。この度の組織改定に伴う運営状況の総合的な点検と推進、審議未了の基本問題の継続的な審議も本委員会の任務としている。

研究関係委員会は、従来からの調査研究関係専門委員会と耐震連絡委員会を包含し、新たに論文集委員会と作品選集委員会が加えられる。後者については前述のように確定しているが、前者は従来の学術委員会内の論文審査部会として運営されてきたものである。学術委員会はこれまで論文審査部会の親委員会としての機能をもつ他、大会における学術関係行事の計画・実施に当たり、また調査研究関係専門委員会相互の連絡調整を任務としてきたが、この連絡調整については必ずしも積極的な機能を果たしていなかった。この度の組織改正に当たっては研究関係委員会の総括委員会として、本会の主要任務である建築にかかわる研究の振興に関して学術のみならず技術・芸術を包括して総合的な企画調整を図る委員会として機能を強化することを意図している。そのため論文審査部会は新設の作品選集委員会とともに実務委員会として効率のよい運用を図るものとし、学術委員会は研究関係の総括の任に当たることを提案している。

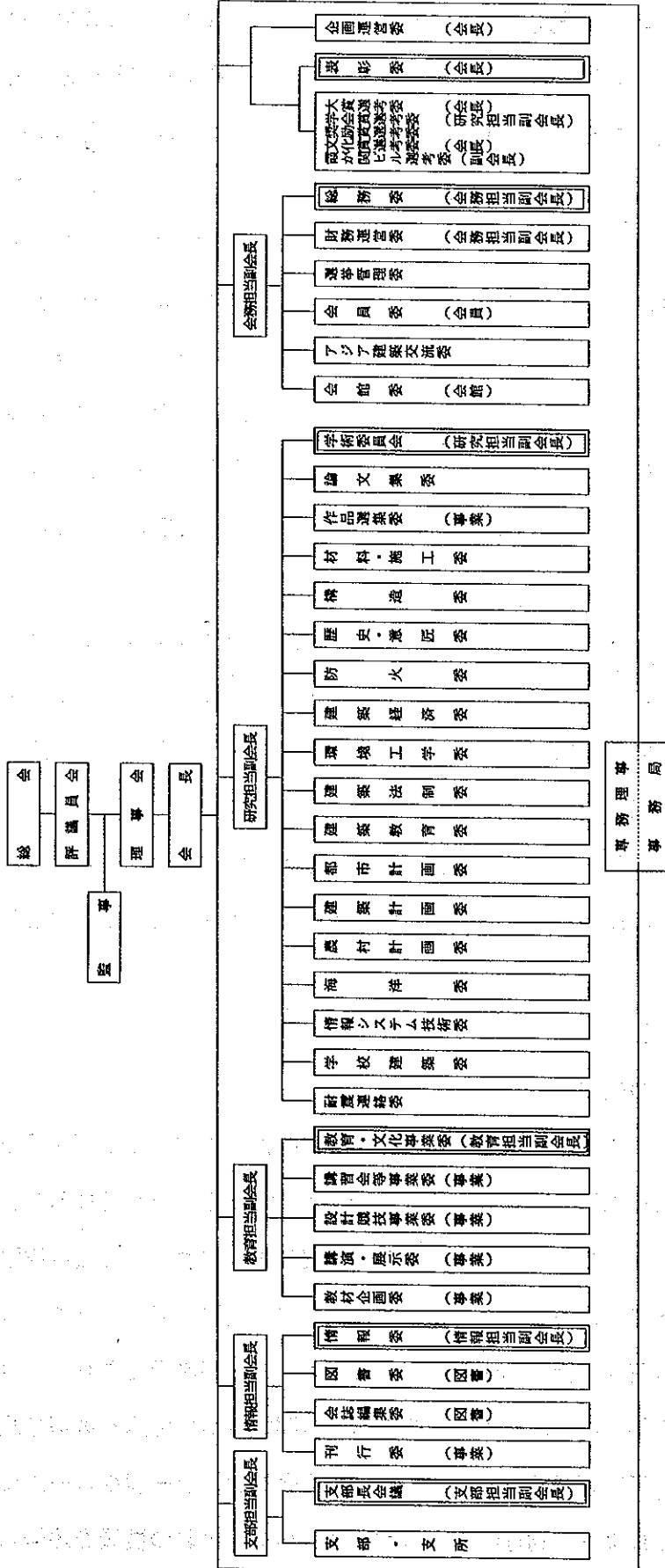
以上の組織再編成により、本会の組織は別掲の組織図のように整備されて学会全体に神経の通った組織形態が形成されるので、これに従って副会長、理事の業務分掌を合わせて組織に関する規程を成文化することが必要である。関連して「規程類を管理する規程」の関連部分の改正を行うことになる。

蛇足ながら、組織図は tree 型に描かれているが、運用に当たっては部門内ならば部門間にわたっての横の連携を密にして rhizome 型の組織として機能すべきものである。

#### (7) 財政基盤の確立

学会財政の主体は基本部門と研究事業部門にあるが、この両部門の現時点での将来展望は前述のように決して明るくはなく、経費節減の努力と長期にわたる安定した収入増を図らなければならない。基本部門における安定収入については会員増強以外の対策はなく、会員にとって魅力ある事業を積極的に展開することが必要である。特に工学他学会に比べて法人会費収入の構成比が低い点を改善することが必要であり、本会の建築界全体の発展に対する寄与を高め、その社会的使命の枢要性について広く理解を求める施策を講ずる必要がある。研究事業部門については、広く会員および一般のニーズに合致した出版企画を進めることによって刊行物収入の増を図るべく、会員の要望を適切に集約するシステムを構築するとともに、出版社関係の協力を得て市場情報の把握に努めることが求められよう。

1. 3 組織機構図と役員ならびに専務役員分担



- (注-1) 副会長の担当  
 (1) 会務担当  
 (2) 研究担当  
 (3) 教育担当  
 (4) 情報担当  
 (5) 文庫担当  
 ( ) 内は委員長
- (注-2) ( ) 内は委員長  
 (注-3) 部会委員長
- (注-4) 建築業建設委員会、等の関係団体との協同委員会は総務委員会が管轄する。  
 (注-5) 建築技術者育成委員会、工業所有権委員会、建設物産推進委員会、建築学会100年正史編集委員会  
 (注-6) 建築設計資料現況委員会、建築学歴改訂委員会、建築ガイド編集委員会、学術用語標準化委員会、建築学会100年正史編集委員会  
 (注-7) ISO国際規格委員会、前建築経団連建築研究特別委員会、要求機能建築研究特別委員会は学術委員会に所属する。

支出減については、組織の合理的運営に務め、各種会議の規模を適切なサイズとし、極力開催回数を削減して効率の高い運営が行われるよう関係者全員の理解に基づく協力が必要である。

いずれにしても、新事業の展開、新しい時代に相応しいシステムの構築には経費増も伴うことは当然であり、長期展望に立って事業計画と財務計画を重ね合わせて諸施策の優先順位を策定し、本会の安定基盤確立へ向けて学会組織全体の整合性ある経営努力を必要とする。

## 基本問題委員会

委員長	柴田拓二	(北大教授)
幹事	風間了	(早大教授) WG2*,3,4,5
委員	井上博	(井上博設計事務所代表取締役) WG5, 6,
	宇野英隆	(千葉工大教授) WG3*
	宇野博之	(建設省指導課専門官) WG3
	太田邦夫	(東洋大教授) WG4*,5
	尾島俊雄	(早大教授) WG5
	大橋雄二	(建設省建築研究所) WG5
	金多潔	(京大教授) WG1
	川口衛	(法大教授) WG1*2,5
	木野修造	(木野建築設計事務所所長) WG4
	木村栄一	(NTT総合研究所副社長) WG4*
	田口好孝	(田口好孝建築設計事務所所長) WG2
	谷口汎邦	(東工大教授) WG2*,5
	平野道勝	(東京理科大教授) WG1,5
	増沢鱧男	(熊谷組技術研究所所長) WG1,5*, 6*
	宮本忠長	(宮本忠長建築設計事務所所長) WG3*
	村松映一	(竹中工務店設計部長) WG1,2,3,4
	安岡正人	(東大教授) WG1*,5
	柳沢俊彦	(日本建築学会専務理事) WG,5*, 6*
	吉田研介	(東海大教授) WG2

\* WG 主査・幹事

## II. 発表の場について

WG. 1

### 1. 作品選集および技術報告集の提案 (資料No.1~3)

#### 1. 1 提案の根拠

現在建築学会が持っている「表彰」、「発表の場」に関する諸制度について分析を行った結果、学会の指向する目的に照らして2つの「ブランク」があることを指摘し、これに対する解決策として、上記2つの提案を行った(WG 1. 資料No.1)。

#### 1. 2 作品選集 (WG 1. 資料No.2)

作品選集は、提案した規程等が承認され1989年より実施されることとなった。

規程、選考委員会運営規程、募集要領(案)をWG 1. 資料No.2に示す。これらの規程、要領が、今後適切に運用され、作品選集が初期の目的を達成することを願いつつ、規程等作成の過程で論じられた事柄を以下に掲げ、運営上の参考に供したい。

##### (1) 作品選集提案の背景と展望

従来、学会には、学術研究発表の場としては、論文報告集(黄表紙)その他の手段が講じられていたが、作品発表の場は皆無であり、これは、学術・技術・芸術の調和のとれた発展を目指す学会としては、片手落ちであったと言える。今回設立された作品選集が正しく運用されることにより、設計分野で活躍する人々の学会に対する関心を高め、この分野での会員の増大を期待することができよう。

また、作品の選考が、商業雑誌とは異なった、客観的、総合的立場に立った選考基準によって行なわれることにより、学会らしい権威のある選集が定期的、継続的に世に出ることになる。

このことは、単に建築家に発表の場を提供するだけでなく、それぞれの時代を代表する建築群を記録するという、ドキュメンテーション的意義も大きい。また、作品選集が、掲載作品の水準を保証しつつ、権威ある発表の場としての実績を積んで行く過程で、設計関係者の客観的業績評価(論文集掲載と研究者の業績評価の関係のような)の一方法として利用されることも、意味のないことではなからう。

##### (2) 募集および選考

###### (2-1) 対象

会員に限ったのは、当初「会員・非会員を問わず広く建築界から募集しよう」

との意見もあったが、会員増強の具体的施策としての意味合いからである。

## (2-2) 運 営

A) 作品選集の運営に当たっては、地域・地方格差の是正、日本文化としての建築の全国的な展開の必要性が討議の過程で幾度か出された。

そこで、作品選集の応募者と学会の接点を各支部とし、各支部が作品選集の応募窓口となり、第一次選考として各支部でその地域性を考慮した上で、作品を吟味し選考するという、支部の自主性を重んじた活性化を意図している。

また、全国選考においても各支部の選考主旨が反映されるように、全国選考委員に各支部から委員を1名送り込むこととしている。

B) 支部選考委員の委嘱手続きを支部役員会ではなく理事会の指名としたのは、税制上の都合により、支部選考部会も本部所属の委員会とするためである（税制上、支部に応募料を収め、それが帳簿に計上されのは好ましくない）。

## (2-3) 選 考

### A) 選集数の設定

現状の学会の財政上の理由により、直ちに作品選集で研究論文の黄表紙と同等な作品数を紹介することは出来ず、当初は年間50作品程度を選集し発表する。ただし、作品選集が順調に推移し、建築界に新たな刺激を与え、学会の活性化・会員増に発展すれば、財政上の制約は緩和され、論文の黄表紙と同様に毎月多数の作品を発表・紹介することができる。

### B) 限定選考による問題点

作品選集は作品の発表の場でありながら、財政上の理由により年間50作品に限定選考しなければならない、また支部の活性化をも意図していることから、次の問題点が指摘できる。

① 年間50作品の限定選考のため、発表の場でありながら賞的意味合いが強くなるおそれはある。しかし、発表の場といえどもある種の権威は必要なこと、その時代の学会の財政上の理由、皆無であった発表の場を設立しなければならない、ということを経験した結果、現状の作品選集の各規程類の骨子が出来上がった。将来、掲載作品数は、大幅に増やすべきである。

② 支部活性化を意図しているが、既存の各支部の建築賞と作品選集等の兼ね合いが問題となる。例えば地方建築賞受賞作品を無審査で作品選集に選考し

なければならないというのは、作品選集の独自性・自主性を制約することで、選考委員会の公正な判断を誤らせる危惧が生じる。逆に、地方賞を受賞した作品が作品選集に漏れると、既存の地方賞の権威・存在・逐年の努力などが無に帰する恐れがある。

このことはこれから発足する作品選集委員会で慎重に討議されなければならない問題であるが、ただ一言付け加えるなら、建築作品は学術・技術・芸術の総合的な結晶であるからこそ、選考委員の各委員の建築観・価値観は統一のものとはならず、多様性を呈するだろうということである。そのために審査委員・選考委員が異なれば、選考される作品も異なることを見極め、弾力的な整合を図ることが必要と言える。一例を挙げれば、

- ① 地方賞受賞作品が全国選考レベルの中でも、秀でている。→選考する。
- ② 地方賞受賞作品が全国選考レベルの中で、50作品のボーダーラインにある。→地方賞受賞作品を優先選考する。
- ③ 地方賞受賞作品が全国選考レベルの中で、50作品の中から漏れる。→選考を見合わせる。

#### C) 選考における現地視察

全国選考委員会は、作品の所属する支部委員から選考経過・地域性などを聴取し、その観点を踏まえた上で、提出資料をもとに選考する。選考期間・財政上の理由により、原則として現地視察は行わないが、委員が個人として視察することを制限するものではない。

支部選考は、支部の主体性に委ね、現地視察が可能であれば積極的に取り入れることを希望する。

#### (2-4) 選考理由・講評の必要性

(2-1)の最後で触れたように、地方賞との整合の観点からも、選考理由・講評は公開する必要がある。そして、応募した全作品に対しても選考委員会はその講評を記録し、作品選集には講評を掲載すると共に、選集に漏れた応募者からの問い合わせ・質疑に対しても、真摯に応じなければならない。

その講評の執筆は、本選集の選考方法から考えて、全国選考委員会ではなく、各支部の選考委員が自身の支部の協力を得て作成するのが妥当であろう。

#### (3) 発表



作品選集は会員外にも積極的に頒布する。掲載者には定価の8掛けで頒布する。

### 1. 3. 技術報告集 (WG 1. 資料No.3)

#### (1) 提案の背景

現在、学会には、技術発表の場がない。

論文報告集には「報告」という形での発表が認められているが、規程上、「学術的価値の高いもの」に限定されており、利用度も低い。技術的アイデアを「学術」が後追いすることの、決して少なくない工学の世界にあっては、技術的水準を独自に評価して発表の場を提供することが必要であると考え、「技術報告集」(案)(WG 1. 資料No.3-1)を作成した。

#### (2) 問題点

今後、下記の点を検討する必要がある。

A) 発表したいというプレッシャーが会員中に十分にあるか。

B) 読みたい人々の分野はどこか。

(発表方法と関連する。黄表紙扱いか、建築雑誌かなど)

C) 商業誌との関係

(特徴、権威づけの方法、著作権、など)

## 2. 大会の在り方と運営 (WG1. 資料No.4)

建築学会にとって大会は年間最大の行事であり、その果たしてきた役割も多大なるものがあるが、近年主として規模の増大に伴う運営上の問題から、その在り方が問われている。

大会は学会の根幹に係わる問題であり、広く多方面からの検討を継続的に重ねて行く必要があるとの判断から、当WGではその在り方についての早急な結論を出すことは避け、当面運営関係の問題を解決することに努めた。

以下に検討経過を列記し申し送り事項とする。

### 2. 1 大会の意義

大会には様々な側面があるが、高度情報化社会に向けて、益々フェイス、ツー、フェイスの場の存在意義が高まるものと考えられる。

#### (1) 懇親の場

年に一度、専門、地域を超えて集まり、廊下<sup>とんび</sup>や公的、私的な集まりで懇親をはかることに意味がある。

#### (2) 名刺交換の場

新人の顔見世挨拶、研究縄張宣言など人的ネットワークの形成に寄与するところ大である。

#### (3) 情報交換の場

本来の目的である研究発表、討論の場として、リアルタイムでの双方向性、公開性のもつ意義は大きい。

#### (4) 学術広報の場

公開講演、討論会、マスメディアへの発表等による建築学の社会一般への広報は重要である。

#### (5) 作品、技術発表の場

コンペ作品、その他設計の展示会、建設技術のビデオ公開も会員および地域社会に大きな貢献をする。

#### (6) 地域広報の場

開催地の建築や文化の紹介、開催支部、大学等のPRの場としても機能している。

### 2. 2 発表方法等

大会の応募、発表方法などについては、以下のような議論があり、ポスターセッション等前向きに取り入れて改革を進めて行く。

#### (1) 応募方法

資格、題数、登録費など特に問題はないが、締切日については、情報の新鮮度の点から  
もできるだけ遅くするよう検討する。

#### (2) 審査方法

現行でも形式的審査はあるが実効はない。実質的審査は現実的に不可能である。プログラ  
ム編成では境界領域の論文の区分が問題になる。

#### (3) 発表方法

GRでよい。いや短時間でも本人に発表させるべきである。形式は口頭発表か、ポスタ  
ーか、併用か、AV化はどうか。時間を長くの要望は強いが、解決策としての室数の増加  
は会場の制約あり、日数の増加は運営が大変である。

#### (4) 記録方法

梗概集の頁数の問題は少なくする方向と多くする方向それぞれ功罪あり、年報のレビュ  
ーは復活したい。計画委員会などでは独自に行っている。

### 2. 3 運営方法

大学での開催は規模的に限界にきているが、当面運営組織と方法の改善で乗り切る以外に  
ないので、運営マニュアル等の整備を行う。

#### (1) 開催方法

全体をやめて専門別、あるいは地域別に行うことは大会の意義が薄れるので、現行方式  
でその維持方法を検討して行く。

#### (2) 開催日程

会場となる大学の休暇に合わせる以外にない。日数は題数と発表方法との関係で決まる。

#### (3) 運営組織 (WG 1. 資料No 4 - 1, 2)

本部と支部、財務と庶務、事務職員と研究者の分担、学術委の位置付などの組織を明確  
にする。

#### (4) 運営方法 (WG 1. 資料No 4 - 1, 2)

組織との関連で運営ネットワークをフロー図などで明確にし、それに合わせて運営マニ  
ュアルを整備する。

#### (5) 運営経費

本部負担金の増加、支部経費募金のあり方、参加費の問題など、検討を要する。

以上、問題は多岐にわたりしかも相互に関連しているため、その解決は極めて困難であるが  
、規模等の長期的な将来予測を行い、必要な場合は題数のコントロールなども含めて総合的に  
将来の運営計画を立案する必要がある。

### 3. 支部発表の活性化と権威づけ (WG1. 資料No5)

#### 3.1 支部発表の活性化について

支部研究発表会の時期・日数・開催場所などについて“発表会の活性化”を念頭に置いた企画を行うほか、近隣支部間（例えば東海支部と近畿支部）で合同発表会を開催して討議の活発化を期待する。

各支部の研究報告（梗概集）は、現在、各支部間で交換・送付し合っているが、北陸支部などでは研究者も各県に散らばっているため、今後、予算措置が可能ならば、各支所あるいは各研究機関に各1部配布してはどうかという意見もある。

支部の研究発表は論文報告集（黄表紙）の場合に比べ、いわゆるレフェリー付きでないので、研究者の業績論文としてカウントされないこともあり、このことが活性化を妨げる一因となっているので何らかの改善策が望まれている。

#### 3.2 支部発表の権威づけについて

前段で述べたことから、支部発表の権威づけが望まれるところであるが、当WGでは「大会・支部研究発表選評」（仮称）(WG1. 資料No5)と題して支部研のみならず大会発表論文の権威づけのための具体的な方策を検討中した。その主旨は以下に述べるとおりであるが、今後も継続的に検討すべきである。運営要領（案）等はWG資料を参照されたい。

本会で無審査で口頭発表される研究は、毎年、大会で約3,000～3,500題、支部研で1,200～1,300題（62年度）の多数に達している。これらの研究は、完成度は別として、優れた着想の問題提起とそれへのアプローチ、将来への発展性、他研究者への波及などの点で注目に値するものがある。

そこで、それらの中から、学界のリーダー的「選評委員」が自己の見識に照らして対象研究を厳選し、（全発表の1/10程度）、論評を加えて会員に紹介することによって、発表会に参加できなかった会員には整理された情報を提供し、発表者には助言・激励を与え、ひいては研究発表活動を振興して会員の学術・技術の向上発展に資することができる。

また、この活動は、直接に学会の研究動向を包括的に記録・報道しようとするものではないが、長期的に見れば、結果としてはそのような効用ももたらすことになる。

（将来、選評されたことが黄表紙の審査をパスするために有利に働くようになることが望ましい）

## 4. 論文集

### 4. 1 学会組織上の位置付け

標記に関する問題点は、論文集委員会の新規程が実施されることで解決されると考えられる。

### 4. 2 論文審査

論文審査については手続的に幾つかの問題があるが、それらについては論文審査部会において継続的に改善がはかられているので、その活動を奨励すべきである。

なお、現行の「募集規程」、「審査要領」、「審査要領内規」、「執筆要領」および「特別審査要領」に規定されている各項目は、規程の体系上、軽重・本末の点で疑問が多いので、全体を見直して整理・再編を行う必要がある。

### 4. 3 財政

人件費等の上昇に伴い、刊行費は年々上昇しつつあるので、刊行コストの軽減法を具体的に（例えば、編集のコンピュータ化、原稿の電子化）早急に検討すべきである。

収入面では、現在、論文会員費に大会講演梗概集の分が含まれているが、この点を見直すことも必要であろう。ただし、このことは大会の財政問題の見直しに直結している。

### 4. 4 論文集の在り方

「論文集は面白くない」、「大会講演梗概集の方が面白い」、「討論が少な過ぎる」、「業績証明以外の利用価値が低い」、「論文のための論文」、「海外での知名度が低い」等々、論文集にたいしては様々な批判が語られている。

これらについては、最近の学問の細分化・専門化、漸進度や完成度あるいは我が国の建築界の事情、その他の点からやむを得ないと思われるところもあろう。

しかし、将来、学術情報の入手方法が改革され、必要なときに必要な情報だけを簡便に入手できるようになると、現在のような論文集は一般予約購入者の大幅な減少を招く恐れがある。そのような事態は現在の論文集刊行体制を崩壊させるわけであるから、ある程度の量の予約読者を確保できるような論文集、例えば話題性のある招待論文、やや広い範囲を対象としたレビューを載せるようなものに改革するか、あるいは、求めに応じて必要な情報だけを選択提供す

るような論文集<sup>\*)</sup>に改革するか、基本的な検討を行うべき時機が近づいているのではなかろうか。

<sup>\*)</sup>例えば、論文集には梗概のみが掲載され、求めに応じて、有料で、現状より詳細なフルリポートが提供される。

### III. 表彰制度について

WG. 2

#### 1. 課題

基本問題検討委員会答申書第三章（P18～P21）の内容を検討し、下記の事項を主要な課題として審議した。

##### 1.1 学会賞について

###### 第一部論文

- (1) 論文件数基準5件が現状からかい離していることについて。
- (2) 受賞者の高齢化・専門分野の固定化問題を解決するため若い人の独創的研究を表彰する場を設けることについて（奨励賞）

###### 第二部作品

- (1) 作品受賞件数基準3件が現状からかい離していることについて。
- (2) 審査内容の公表の仕方について（全員の審査評公表）

###### 第三部業績

- (1) 受賞件数基準2件は、対象の内容が多様であるので現状にそぐわないことについて。
- (2) 奨励賞（業績）について

###### 共通問題

- (1) 委員は受賞者を原則としないことについて
- (2) 選考委員の氏名をあらかじめ公表することについて、など

##### 1.2 霞が関ビル記念賞

- (1) 賞の設置、運営規程などについて

##### 1.3 奨励賞

- (1) 賞の設置、運営規程などについて

##### 1.4 文化賞

毎年表彰することについて

#### 2. 検討経過・承認事項

検討はWG委員会、学会賞委員会、基本問題委員会、企画運営委員会、理事会における検討審議会を、延12回おこない次の事項が承認された。

## 2.1 表彰規程

## 2.2 奨励賞

- (1) 学会賞とは別に奨励賞（論文）を独立して設け、昭和64年から実施する。

### 運営規程

## 2.3 学会賞

- (1) 論文：表彰件数基準5件から8件とする。
- (2) 作品：表彰件数はこれまで通りとする。審査評を公表する。

奨励賞は今後検討する。

- (3) 業績：表彰件数基準を2件から4件とする。
- (4) 審査委員は受賞者を原則としない。
- (5) あらかじめ氏名を公表する。

## 2.4 霞が関ビル記念賞

- (1) 内容、運営規程

## 3. 検討申し送り事項

表彰委員会運営規程ならびに各賞の運営規程の主旨が生かされその円滑な実施が進められることが望まれる。またその実施経過と実績をふまえて表彰委員会において次の事項が今後さらに検討されることを希望する。

### 3.1 奨励賞について

- (1) 奨励賞を学会賞の中に位置づけることがよいとする意見がある。
- (2) 奨励賞（作品）を設けることについては、作品選集との関係で検討する必要がある。
- (3) 奨励賞（業績）を設けることについては、学会賞（業績）との関係から検討することが求められる。

### 3.2 学会賞について

- (1) 作品賞の表彰件数について
- (2) 作品賞の選考のあり方について（作品選集との関係に留意しながら検討する必要がある）
- (3) 賞金の意味とその存続の可否、その金額について

### 3.3 霞が関ビル記念賞

- (1) 賞のあり方、内容検討
- (2) 賞状、賞金、賞牌等について



## IV. 支部・支所について

WG. 3

支部・支所のありかたについては、基本問題検討委員会答申書（昭和62年12月8日）の「第4章支部・支所のあり方」の中に詳しく述べてあり、その主旨は基本問題委員会（昭和63年1月より）に受け継がれており、本筋では変わらない。

特に、申し送り事項とすることはないが、しいて述べれば以下の事項である。

1. 現在、支部は学術・芸術の発展のために講習会・講演会・見学会など、また学生を対象とした設計等の表彰を行い、開かれた学会として最前線の役割を担ってきたが、今後これら目的を一層会員全員に徹底させ、会員の学会への参加意識を高めることが必要である。このためにはどうしたらよいか？ 現状では不十分であることは事実である。従って、この対策は残された課題といえよう。

運営面において、主として検討を要する事項は以下のごとくである。

- (1) 学会運営全体の中で支部・支所をどう位置付けて行くか。
- (2) 支部・支所の事業運営に当って専従職員を必要とするか否か。必要ならどんな形態が良いか。
- (3) 支部・支所の財源をいかに確保するか。

2. 基本問題検討委員会（昭和62年）は、支部・支所の活性化のために作品賞、施工賞等を新設し、また各支部に同選考委員会を設置してもらえれば、委員が頻繁に集まりそれが支部が活発になる原動力となることを提言している。また、同検討委員会の支部・支所WG.も「建築作品選集」の作品を各支部から推薦してもらうように提言するとともに、支部・支所の一般会員が特に関心を持っていると考えられる施工に関して「技術報告集」の提案も行っている。

これらの支部・支所の活性化のための方策に対して、今後主として検討を要すると考えられる事項に付いて以下に述べる。

## 2. 1 「作品選集」に関連して

現在の学会における作品の発表の場は学術の場合に比して少ないことにより、本委員会は二年間にわたり作品の発表の場について種々の検討ならびに提案を行ってきた。その提案の一つである、論文集に相当する「作品選集」の年一回の刊行（建築雑誌の増刊号）が、12月理事会で承認・決定された。なお、この作品選集に関する今後の運営上の問題点等については、Ⅲ. 発表の場の章を参照されたい。

一方、上記の「作品選集」を支部の立場から見た場合の問題点等については、支部長会議、理事会などで下記のような点が主として指摘されたが、学会としてふさわしい「作品選集」の充実には、各支部の積極的活動に負うところが大きい。

i) 支部における作品賞との関係

ii) 支部選考部会における作品選集掲載作品候補の選考に関する事項

i) に関しては、作品選集は賞と異なり「発表の場」であることを、今後も会員に周知させる必要がある。

ii) に関しては、各支部の実状に即した積極的な運営等が望まれる。これが、今後の作品選集の充実・評価、さらに支部・支所の活性化に大きく寄与するものと考えられる。

以上、作品選集と支部・支所の関係について述べてきたが、候補作品選考に関しての実際の運営実施に際しては、各支部で種々の方策が検討されることになるろう。

そこで、当支部・支所WGは、その方策の一つとして、下記の提案を行うが、この件については各支部で今後検討されることを切望する。

〈提案事項〉 各支部における作品発表会の実施

〔参考資料 1：北海道支部における作品発表会〕

作品発表会は、既に北海道支部で昭和56年から実施され、その発表作品数は毎年増加し、63年は34件にも及んでいる。またこの発表会では講評もあることから、特に若い設計者にとっては大変好評であり、その内容も毎年充実して来ている。

同支部の作品発表会は支部研究発表会に相当するものと判断され、また同発表会は大会における発表時間等を考えると、現状では支部でのみ実行可能な、特に若手設計者の発表の場と言えよう。

なお、北海道支部でも作品賞はあるが、作品賞と作品発表会の性格付けは明確にされ、両者は連動していない。

## 2. 2 支部研究発表会について

支部研究発表会のあり方については、支部長会議・理事会などで常に話題となっているように、今後も検討をしなければならない下記のような重要な問題がある。

この件については、支部長会議を主体とした幅広い機関で検討を重ね、早い時期にその検討結果が試行・実施されることが必要である。

- i) 大会講演梗概集・論文集などとの位置付け
- ii) 各支部の独自の研究発表会とするか、統一性を持たせるか
- iii) 各支部間の共催

なお、支部研究発表会に関する検討事項などについては、WG1・資料№5項にも記載されている。

## 2. 3 支部・支所における研究委員会・部会などについて

各支部における研究委員会は、〈次頁の参考資料2〉に示すごとく、現在多数の会員が参加して活発に行われている。また、外部からの委託研究も各支部で多数行われ、支部の運営に大きく貢献している。

このような各支部特有な活動、また一般会員への研究結果の紹介は、今後さらに発展させることが望まれ、これが支部・支所の活性化に大きく貢献するものと考えられる。

[参考資料 2：各支部における研究委員会、部会の総数と構成委員数]

支 部	支部会員数	委員会・部会数	委員数
北海道	1,031	9	124
東 北	1,220	7	214
関 東	16,556	13	280
東 海	2,013	6	152
北 陸	988	1	15
近 畿	4,051	21	956
中 国	999	9	109
四 国	508	3	41
九 州	1,804	6	164
合 計	29,170	75	2,055

#### 2. 4 支所について

支所は会員へのサービスの最先端であるので、このような目的を十分機能できるような組織・予算・情報サービスのあり方などについて今後検討する必要がある。

なお、各支部において、支部主催の講習会などが支所で実施されているが、これらの相互乗り入れを行うことができれば、支所における講習会などの実施がより容易になるとも考えられる。

以下に、支所の活性化に関する諸問題、検討事項等について記載する。

- 1) 会員数が増えないと、活性化できない
- 2) 地方においては、特に有力な人材を得て「学会」存在をPRする必要がある
- 3) 建築士会（地方・単位会）との連動を図り、積極的に委員会活動を実施することが望ましい
- 4) 大学・研究機関が主力であっても、一般、建築産業界就業者、行政官庁職員等、幅広い会員構成の特徴を発揮したい  
(地方では、大学・研究機関のみの学会支所になりがち)
- 5) 支所の事務局の所在場所は、大学・研究機関内に置くよりも、むしろ「建築士会事務局」と同一場所にあるほうが、諸般の連絡上、このましいので、十分各地方で検討する必要がある。

## V. 情報委員会の構想について

WG. 4

### 1. 情報委員会の目的

本会における情報交流に関して、全ての事業が円滑に行えるように調整し、その運営方法を検討する。当初は情報交流の基本方針を策定し、情報発信機構としての各種委員会を連絡する情報ネットワークの整備ならびに全ての建築の情報をデータベースにとり込むシステムの構築を主たる目的とし、その後は会員などがそれを十分利用できるような情報サービス機構の企画ならびにその円滑な運営を行うことを主たる目的とする。

### 2. 事業の主たる内容

- 2.1 情報発信をこれからの学会の最も重要な役割と考え、長期的な展望のもとにその活動の基本方針を検討し、本会が受発信する情報の取扱い方についても、その基準となるべき考え方を協議して定める。
- 2.2 情報発信に関する本会内の各種委員会、会合、事務機構および各種の研究活動の母体となる団体、個人を対象として、有益な情報をその発生源に最も近いところで情報発信ネットワークに入力できるよう、その具体的な方策を企画・立案する。
- 2.3 本会のなかで最も積極的に情報発信を行う図書・会誌編集・刊行委員会に関して、上記の情報発信のネットワークや、それを利用する会員などの事情を考慮しつつ、さらに円滑な情報交流が行えるよう、各委員会の運営方針を調整し連絡を行う。
- 2.4 本会の建築に関するデータベースを完全に整備するため、その基本方針と具体的な方策を企画・立案する。情報は選別しないままできるだけ広範に収集し、しかも利用しやすいシステムで整理されるように調整する。
- 2.5 情報サービスのシステムを構築するため、その基本方針と具体的なネットワークを企画・立案する。図書室の機能を拡大・整備し、それが情報センター的役割を果たすよう、その活動の基本方針を検討し、あわせて支部・支所のサービス部門を整備する。
- 2.6 本会内の情報発信機構および内外の広報機関などを通じて、本会が行う情報活動の内容を紹介し、その重要性をPRするため、その方策を企画・立案する。

### 3. 小委員会の役割または他の委員会との関係

- 3.1 情報発信の基本方針の立案に際しては、その情報の円滑な流通を促進し、調整することを第一義とし、関連する委員会などが発信する内容については、原則として言及しない。ただし、本会として情報の取扱いに関して一定の原則が必要な場合（例えば、公表の是非、権

利・報酬の有無),小委員会を組織して検討するものとする。

- 3.2 情報交流機構が整備するまでは、本会内の関連委員会などから発信する情報を常に収集・整理する小委員会を設置し、かつ事務機構内にも情報担当部門を設置することで情報発信ネットワークを充実させる必要がある。
- 3.3 情報センターとしての本会図書室の活動内容に関しては、図書委員会の機能を拡大してその企画・運営を委ねる。
- 3.4 学会におけるすべての活動資料や研究資料を電子化し、それを合理的に処理・収集するには、そのプログラムを立案し、それを予算化するための小委員会を設ける必要がある。情報処理・収集の方法に関しては専門家に依頼することも考えられよう。
- 3.5 個々の会員を含めた大小あらゆる本会内の組織の間に、情報が常に双方向性のシステムによって収集・配信されるようなサービスネットワークを具体的に編成・運営する小委員会が必要である。情報探索やレファレンスのシステムに関してもここで企画・立案し、2.1の基本方針によっては、サービスの有料化について検討することも考えられる。
- 3.6 本会の広報活動については、本委員会は各種情報の交流が円滑に行えているかを検討するのみで、実際の活動は広報関係の委員会や事務機構に委ねる。本会以外との情報交流に関しては、2.4、～2.6の事業を通じてその目的の達成を企てるものとしたい。

## VI. 組織・運営・財政について

WG. 5

WG. 6

### 1. 総務委員会関係

総務委員会の最も重要な任務は、本会の将来展望の下に、常時運営上の基本的諸問題を掘り起こして改善の検討を行い、本会の組織が全体として円滑かつ活発に運営されるよう配慮することにある。従って、常時、各運営委員会および外部諸団体の動向を把握し、検討をすすめていただきたい。また、この委員会で扱う重要事項については、企画運営委員会に報告し、あらかじめ会長、副会長間の意志疎通が十分なされるよう配慮されたい。

なお、当面の問題として、下記事項について検討をお願いしたい。

1. 1 今回大巾な組織変更が行われたが、なるべく早期に組織および役員の業務分掌に関する規程を整備するとともに、「規程類を管理する規程」第4条に定める制定手続の見直しを行っていただきたい。(WG. 5. 資料No. 2)
1. 2 新組織が活動をはじめると、情報システムの構築など多くの新規事業の提案が出されることが予想されるが、財務運営委員会で作成される財政の長期見通しとあわせて、資金配分の優先順位について調整を行う必要がある。
1. 3 学術委員会は、これまで学術問題に関する調整機能を果たすほか、論文集の審査、刊行も行ってきた。今回の組織の見直しにあたって、研究部門各委員会の総括調整委員会としての役割を明確にした。名称も「研究企画調整委員会」と変更する案もあったが、種々論議の結果、名称は作品選集、技術報告集などが定着した時点で再検討することとして、当面は従来通り「学術委員会」と称することとした。、論文集については編集機能も重視し、建築雑誌・作品選集と同様に独立した委員会により審査編集することとしたものである。この主旨が生かされるよう学術委員会との調整をはかられたい。
1. 4 調査研究関係委員会の新設・廃止などについては、先の基本問題検討委員会では別に権限を有する「調査研究組織委員会（仮称）」を設けて対処するよう答申したが、基本問題委員会でさらに検討の結果、その実行は「学術委員会」の任務として明記することとした。しかし、本会の組織運営の基本的な問題については、総務委員会の担当としたので、調査研究関係委員会の新設・廃止などについても財政との関連も含めて総務委員会で基本方針を立案し、「学術委員会」ではその方針に準拠して委員会の新設・廃止などを行うようにすることが望ましいと考えられるので、その方策について検討をすすめられたい。

1.5 今後の国際化の動向に対処するため、国際交流部門を統合強化するよう答申したが、基本問題委員会で更に検討の結果、本会の各部門でそれぞれ国際交流が多面的に行われている現状からみて、これを特定の部門に統合することは困難との観点から、これら各部門の活動が全体として円滑に行われるよう、総務委員会において企画・調整することとした。今後、外部からの国際交流に関する働きかけは一層強くなるものと思われるので、その対処のあり方について関係諸団体との協力関係も含めて検討をすすめられたい。

1.6 基本問題の答申による一連の諸改革に伴って、事務局の負担がかなりふえることは確実である。人員増を極力抑制しつつこれに対応するために、事務局においても人員配置その他の見直しをはじめているが、総務委員会においても事務局のあり方について長期的展望にたって取り組んでいただきたい。

## 2. 財務運営委員会関係

財務運営委員会は、これまで会長の諮問機関として年2回予算(案)、決算(案)について諮問をうけ、これに答申するという受身の役割を果たしてきたが、今回の改正により、理事会の補佐期間として、自ら予算・決算案を作成するほか、本会の財政全般について責任を持つようその性格が改められた。当面、下記事項についての検討をお願いしたい。

2.1 中・長期の事業計画にもとづく財政計画を作成し、新しい施策にどれ位の予算を使用できるか、その見通し及び条件などについて早急にまとめ、総務委員会と協議し新規事業の優先順位に関する方針を定めていただきたい。

2.2 経理規則は昭和39年の改正以来見直しが行われていないが、部門間の費用負担の関係の明確化等を含めて全般的に見直しを行っていただきたい。

## 3. 会員委員会関係

本会の基盤である会員に対する諸施策を強化するため、新たに設けられたものである。当面、下記の事項について検討をお願いしたい。

3.1 会員増強、とくに法人会員の増強(口数増加を含む)

3.2 学会協力委員の組織の強化

3.3 会員グループ制度の見直し

3.4 入会、退会等に関する諸制度の見直し

3.5 会員に関する統計資料の整備

## 4. 学術委員会関係

本会は建築分野に関する総合性を有する学会であり、その特性を生かすべきことを答申書に



においてとくに強調し、調査研究専門委員会のあり方についても若干の提案を行ったが、各委員会のヒヤリングの結果、研究機関の組織については、現状維持とすることとなった。しかしながら、各調査研究専門委員会が各々の境界をこえて共同研究等を実施することにより、総合学会としての特性が発揮されるよう企画・推進されたい。

#### 5. 教育・文化事業関係委員会

本会の重要な使命の一つである教育・文化事業を推進するために設けられた委員会であるが、先ず本会が行うべき教育・文化事業の全体構想をまとめ、この構想に従って、各教育・文化関連の事業が、バランスよく運営されるよう調整していただきたい。

#### 6. 講習会等事業委員会

従来、支部共通の講習会の企画・実施のみを行ってきたが、近年、各調査研究専門委員会主催のシンポジウムの数が増大してきているので、これらも含めて、実施方法・費用負担などの問題について全体の調整を行うとともに、会員、支部の希望する講習会の企画などを行っていただきたい。

#### 7. 設計競技委員会

従来、年度毎に設置されてきたが、常設の委員会として機能強化を図ったものである。主要事業である支部共通の設計競技のほか、龍馬記念館のような手頃なコンペを適宜実施することについて検討していただきたい。

#### 8. 教材委員会

従来、各調査研究専門委員会が必要に応じて高専・大学対象の教材が作成されてきたが、本会の社会的な役割として、小・中学生や、社会人対象の普及啓蒙書も作成する必要がある、これらも含めて、教育事業の柱として推進するために新たに設けられたものである。この委員会の主たる業務は、大学・高専・高工向けの教材であるが、その他の分野を含めた普及・啓蒙書の全体構想をまとめ、その実施については、各調査研究専門委員会に委託するものとする。しかし、適当な受け皿がない場合には、自ら部会を設けて実施していただきたい。

# 資 料

「日本建築学会作品集」 (仮称) (緊急順位 1)

「日本建築学会技術報告集」 (仮称) (同上 2)

提案の背景………「表彰」、「発表の場」の制度について

A. 学術, 技術, 芸術の調和のとれた進歩, 発展を標榜する建築学会の性格上, 「表彰」, 「発表の場」等の制度は, これら三分野に, それぞれ対応する施設が備わっていることが望ましい。

B. これらの制度は, その構成が簡単明瞭で, 将来ともに混乱を生じないようにつくられるべきである。

C. 制度の名称は, 内容をできるだけ明確にあらわすものとする。

制度の現状は, つぎのようである。

行 為		分 野	論 文 (学 術)	作 品 (芸 術)	他の業績 (技術他)
		表 彰	大 賞 (合 計 2)	○	○
	学 会 賞	○ (8)	○ (3)	○ (4)	
	奨 励 賞	○ (15)	△	△	

発 表	発 表 (1) (審査, 権威, 認知, レベル, ……)	論文報告集	(ブランク 1)	(ブランク 2)
	発 表 (2) (勝手, し放し)	大 会 支 部 研, …	制作, 建設	(大 会) 建設, 適用

近い将来, 作品業績 (技術) の分野で「奨励賞」が設けられても, 全体の制度が混乱なく機能するためには, 当WGの今回の提案は, 上表の (ブランク 1), (ブランク 2) の位置づけと, それにふさわしい性格を持つべきであろう。もちろん, 結果的に, これらに採用された作品, 技術の中から将来, 数多くのもものが表彰されることは, 望ましいことである。ここに, 上記 (ブランク 1) を補うものとして「日本建築学会作品選集」 (仮称), (ブランク 2) を補うものとして「日本建築学会技術報告集」 (仮称) を提案する。

## 日本建築学会作品選集規程

1988年12月13日 理事会決

## 第1条（総則）

定款第5条3項に定める事業の一環として作品選集を刊行する。

## 第2条（目的）

本会の目的に照らし、建築に関する総合的な観点から高い水準を有する建築作品に対して、本会として発表の場を提供することを目的とする。

## 第3条（対象）

本会会員により設計され、近年中に竣工した建築作品を対象とする。

## 第4条（選考基準）

建築の学術・技術・芸術面での調和のとれた進歩、発展を標榜する本会の立場から、採択される作品は下記の諸点において、本会が刊行する作品選集に掲載されるにふさわしい水準を持つべきものとする。

- (1) 計画、構造、環境・設備および材料・工法技術に関する設計の論理性
- (2) 外部空間、内部空間の両面における造形
- (3) 社会性、歴史性、文化性から見た地域環境への適合性
- (4) 設計全般にわたってのオリジナリティ

## 第5条（募集）

本会会員より、本会各支部を通じて募集する。

## 第6条（選考）

この規程による作品の選考は、次の委員会等において行う。

- (1) 作品選集委員会
- (2) 作品選集支部選考部会

## 第7条（刊行）

採択された作品は、毎年1回刊行される日本建築学会作品選集に掲載される。

## 第8条（委員名の公表）

作品選集委員会および支部選考部会の委員名は公表する。

## 付則

1. この規程は1989年1月1日より施行する。

## 作品選集委員会運営規程

1988年12月13日 理事会決

第1条（目的・名称）作品選集に掲載する作品の募集・選考およびこれに関連する事業を円滑に運営するために、作品選集委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第2条（組織）委員会は次の委員をもって構成する。

- （1）事業理事のうち会長が指名したもの1名
- （2）編集委員会委員長
- （3）各支部が推薦し理事会が承認した者9名
- （4）前各号以外の正会員中から理事会が指名した者4名。

2. 委員会にはこの事業遂行のため、各支部に支部選考部会を置く。

第3条（委員長・幹事）委員会には委員長および幹事若干名を置く。委員長には第2条（1）の事業理事が当たる。幹事は委員中より委員長が指名する。

第4条（委員）委員の任期は2か年とし、原則として毎年その半数を交代する。委員の任期は毎年1月に始まり翌年の12月をもって終わる。委員は2か年を超えて続けて再任はできない。

2. 中間に委嘱した委員の任期は前任者の残任期間とする。
3. 本会役職による委員はその在任期間とする。
4. 委員の委嘱は本会の規則による。

第5条（運営）委員会は委員長が召集して開き、次の事項を取り扱う。

- （1）募集条件、選考の方法、作品選集掲載作品の決定、採択された作品の講評の執筆
- （2）その他委員会の運営に関する事項

第6条（支部選考部会）各支部選考部会は、支部が推薦し理事会が承認する5名程度の委員によって構成し、そのうち1名を第2条（3）の委員とする。

2. 支部選考部会には部会長および幹事を置く。部会長および幹事は委員の互選による。

3. 委員の任期は2か年とし、毎年1月に始まり翌年12月に終わる。再任は妨げない。

中間に委嘱した委員の任期は前任者の残任期間とする。

委員の委嘱は本会の規則による。

4. 支部選考部会は、部会長が召集する。支部選考部会の運営に関しては、支部において定める。

5. 支部選考部会は、支部に応募のあった作品の中から、提出資料をもとに

作品選集掲載作品候補を選考し、作品選集委員会に推薦する。

第7条（選考）応募された作品の中より、総合的な観点から作品選集に掲載するにふさわしい水準を有するものを選考する。なお、建築規模、用途などは問わないものとする。

2. 委員会は半数以上の委員の出席により成立する。委員会における決定は、出席委員の合議による。

3. 選考は、応募者からの提出資料により行うものとし、委員会・各支部選考部会としては、原則として現地視察は行わない。

第8条（発表）作品選集は、建築雑誌の増刊号として年1回発行する。

第9条（委員名の公表）委員会ならびに各支部選考部会の委員名は公表するものとする。

#### 付則

1. この規程は1989年1月1日より施行する。

## &lt;参考資料&gt;

## 作品選集募集要領(案)

## 1. 目的

本会の目的に照らし、建築に関する総合的な観点から高い水準を有する建築作品を広く会員より募集し、選考の結果、採択された作品の概要を毎年1回刊行される「日本建築学会作品選集」に掲載して、全会員に紹介することにより、優れた建築作品の発表の場をつくり、これら作品の記録に役立てるとともに、会員の制作活動の向上に資することを目的とする。

## 2. 募集対象

本会会員により設計され、近年中に竣工した建築作品で、建築規模、用途は問わない。

## 3. 応募資格

本会個人会員・法人会員(連名者も同様とする)

## 4. 応募の件数

制限は設けない。

## 5. 選考の資料

## (1) 所定の応募申込書

## (2) 主な図面と設計主旨。A3判5枚以内

## (3) 写真(35mm判スライド、マウント付き)15枚以内

## 6. 応募期間

1989年○月○日(○)から同○月○日(○)まで。

## 7. 提出先

応募作品の所在地の本会各支部の事務局とする。

## 8. 選考方法

選考は、提出された資料に基づいて次により行う。

(1) 各支部に提出された応募作品のうちから、各支部に設置された支部選考部会が作品選集委員会に推薦する作品を決定する。

(2) 各支部選考部会によって推薦された作品のうちから、作品選集委員会が作品選集に掲載する作品を決定する。

(3) 選考結果は応募者に通知する。

## 9. 作品選集委員会および支部選考部会

## (1) 作品選集委員会

<委員名を記載>

## (2) 支部選考部会

北海道<委員名を記載、以下同じ>

東 北

関東  
東海  
北陸  
近畿  
中国  
四国  
九州

#### 10. 選考基準

建築の学術・技術・芸術面での調和のとれた進歩、発展を標榜する本会の立場から、採択される作品は下記の諸点において、本会が刊行する作品選集に掲載されるにふさわしい水準を持つべきものとする。

- (1) 計画、構造、環境・設備および材料・工法技術に関する設計の論理性
- (2) 外部空間、内部空間の両面における造形
- (3) 社会性、歴史性、文化性から見た地域環境への適合性
- (4) 設計全般にわたってのオリジナリティ

#### 11. 掲載原稿

作品選集に掲載が決まった作品は、1989年〇月〇日（〇）までに下記の掲載原稿を作成し、所定のレイアウト用紙とともに本部事務局に提出する。期限までに到着しないものは、掲載を辞退したものとみなす。

- (1) 設計主旨
- (2) 建築概要（作品名、設計者および基本データには英文併記のこと）
- (3) 図面（そのまま版下となる明瞭なもの）
- (4) 写真（カラーの場合はポジフィルム、モノクロの場合は厚手印画紙に焼き付けたもの。写真の著作権処理は提出者の責任とする）

#### 12. 作品選集

建築雑誌増刊号として〇月に発行の予定。

各作品は、見開き2ページに、設計主旨、建築概要、図面、写真（カラー）、作品選集委員会の講評を収める。

#### 13. 応募料・掲載料

応募者は1作品につき5,000円を応募料として応募と同時に支部に納入する。

作品選集に掲載が決まった場合は、1作品につき70,000円を掲載料として掲載原稿とともに本部に納入する。

#### 14. 著作権

掲載作品の著作権は応募者に帰属するものとし、本会は編集出版権をもつものとする。

#### 15. その他



- (1) 所定の応募申込書は、本部事務局および支部事務局で配布する。郵送を希望する場合は、返信用封筒（〇円切手貼付、返信宛名記入）を同封して本部事務局に申し込む。
- (2) 応募資料、掲載原稿の作成費は本会は負担しない。
- (3) 応募資料、掲載原稿の図面・写真は希望により返却する。

16. 各支部所在地および所轄都道府県一覧

北海道支部（北海道）

〒060 札幌市中央区南1条西2丁目 長銀ビル 北海道建築指導センター内  
東北支部（青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県）

〒980 仙台市上杉1丁目4番20号 宮城県建設会館内  
関東支部（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県）

〒108 東京都港区芝5丁目26番20号  
東海支部（静岡県・岐阜県・愛知県・三重県）

〒460 名古屋市中区栄4丁目3番26号 昭和ビル5階  
北陸支部（新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県）

〒920 金沢市玉川町5番15号 清水建設㈱北陸支店内  
近畿支部（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）

〒550 大阪市西区靱本町1丁目8番4号 大阪科学技術センター内  
中国支部（鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県）

〒730 広島市中区国泰寺町1丁目8番4号 日興ビル 広島県建築士会内  
四国支部（徳島県・香川県・愛媛県・高知県）

〒760 高松市番町4丁目1番10号 香川県土木部建築課内  
九州支部（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・宮崎県・大分県・鹿児島県・沖縄県）

〒812 福岡市博多区博多駅前3丁目14番17号 福岡県国保会館ビル内

## 日本建築学会技術報告集（仮称）

### 1. 目的

本会会員が行った、建築に関する考案、設計、計画、施工、調査等についての報告で、創意工夫に富み、技術的価値が高いと認められるものに、発表の場を提供することを目的とする。

### 2. 応募方法

応募資格は本会会員とし、随時応募を受け付ける。

### 3. 応募内容

上記1（目的）に掲げる報告で、原則として未発表のもの。

### 4. 審査

「技術報告集（審査）委員会」（仮称）（研究担当副会長所轄）を設け、審査を行う。審査方法は論文報告集に準ずる。審査員の氏名は匿秘とする。

### 5. 発表

採用された報告の発表は、論文報告集と同一体裁の「技術報告集」を年1回（当面）発行し、これに掲載する（規準6頁以内）。

### 6. 掲載料

1頁あたりの掲載料は、30,000円（当面）とする。超過頁、カラー印刷の取扱は、論文報告集に準ずる。

### 7. 不採用の処理

不採用の報告については、その理由を、委員会名で応募者に通知する。不採用に対する意義の申し立て、およびその処理については、論文報告集の場合に準ずるものとする。

### 8. 責任

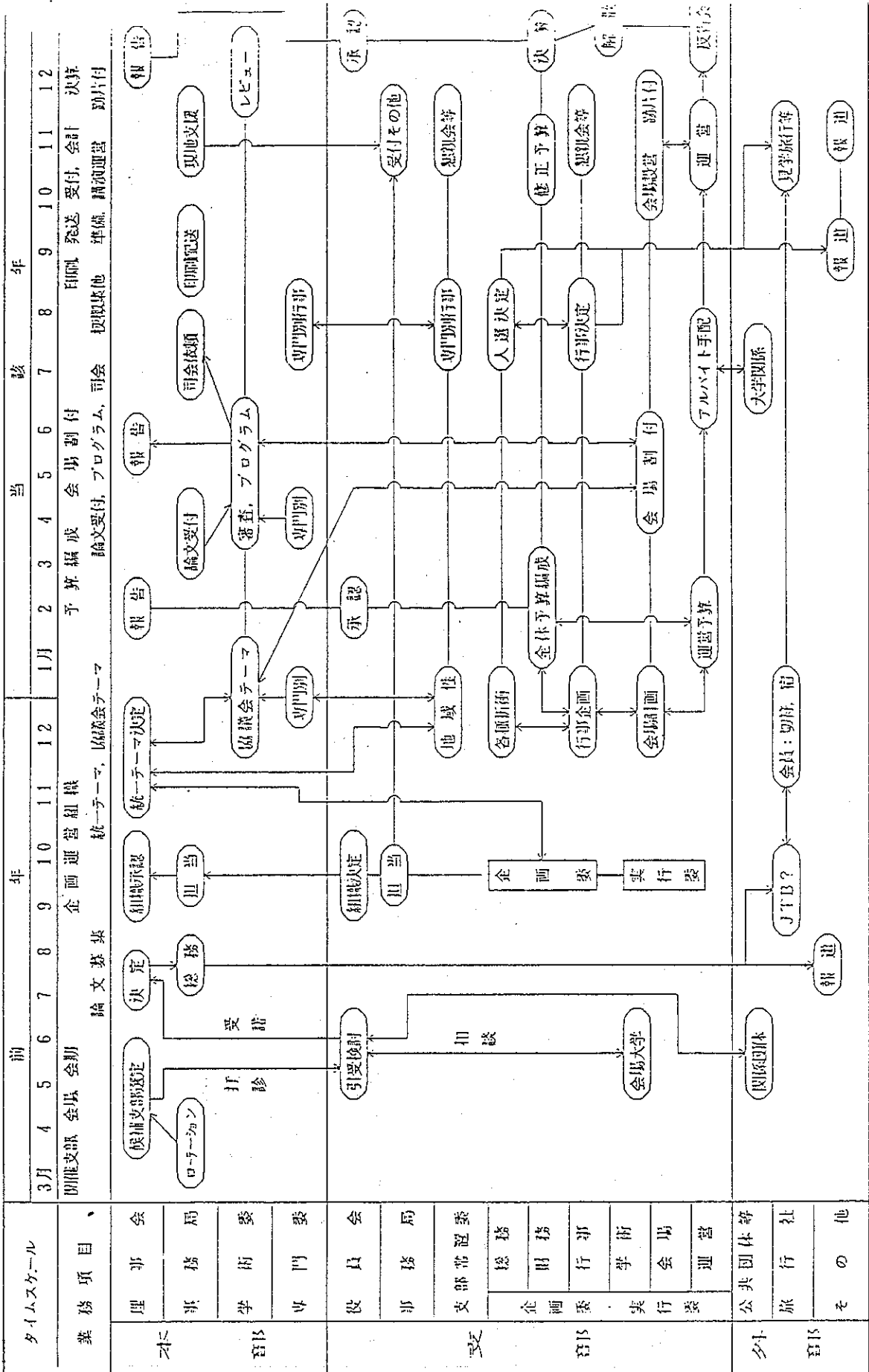
技術報告集に掲載された報告の内容、表現、および著作権に関する問題は、すべて応募者の責任とし、学会は一切責任を負わない（報告集に明記のこと）。

「日本建築学会技術報告集（仮称）」の発行に伴う諸費用

適 用	収 入 の 部	支 出 の 部	備 考
<p>条件A……日本建築学会技術報告集として、年1回刊行する場合（臨時増刊号扱い）            論文会員 6,500名に1冊配布する。            1論文当り、6頁とし、30編を収録する。            応募論文数を50編として算出した。</p>	<p>登載料            @30,000×30人=900,000</p>	<p>選考料 @5,000×120人 = 600,000            印刷製本 @2,358,000×1回 = 2,358,000            送料 @300,000×1回 = 300,000            編集費 @250,000×1回 = 250,000 … (3,508,000-900,000=2,608,000支払増)</p>	<p>1論文につき2名の選考料            @6×30題=180頁</p>
<p>条件B……日本建築学会構造系報告集および日本建築学会計画系報告集に分類し、毎月の各報告集に加えて掲載する場合            論文会員（構造系4600人，計画系4200人）に当該系列の論文のみ配布する。            1月当り、2.5題（約2.5×6頁=15頁）増頁となる。            応募論文数を50編として算出した。            * ……15頁増の試算に際しては支払増分だけを計上した。</p>			
<p>30 題</p>	<p>登載料            @30,000×30人=900,000</p>	<p>選考料 @5,000×120人 = 600,000            印刷製本* @360,000 ……(イ) = 360,000            送料* @202,000 ……(ロ) = 202,000            編集費 @195,000 = 195,000            …… (1,607,000-900,000= 707,000支払増)</p>	<p>1論文につき2名の選考料            (イ) 構造系(90頁)            (ロ) 計画系(90頁)</p>

日本建築学会大会企画運営ネットワーク

630705



WG1  
630726

昭和63年度大会概略日程(参考)

1月	大会庶務報告 庶務報告	2月	学術委員会 副委員長会 P.D.等テーマの決定	3月	9日理事会 企画委員会 庶務委員会 庶務報告	4月	学術委員会 学術委員会 学術委員会 学術委員会	5月	9日大会庶務報告 17日大会庶務報告 大会庶務報告 大会庶務報告	6月	学術委員会 学術委員会 学術委員会 学術委員会	7月	学術委員会 学術委員会 学術委員会 学術委員会	8月	学術委員会 学術委員会 学術委員会 学術委員会	9月	学術委員会 学術委員会 学術委員会 学術委員会	10月	学術委員会 学術委員会 学術委員会 学術委員会	11月	学術委員会 学術委員会 学術委員会 学術委員会	12月	学術委員会 学術委員会 学術委員会 学術委員会
----	----------------	----	-------------------------------	----	---------------------------------	----	----------------------------------	----	---	----	----------------------------------	----	----------------------------------	----	----------------------------------	----	----------------------------------	-----	----------------------------------	-----	----------------------------------	-----	----------------------------------

事業計画・予算案の作成  
後討・調整  
実行計画・予算の修正・調整  
参加費決定  
細部計画作成・検証

1月	大会庶務報告 庶務報告	2月	学術委員会 副委員長会 P.D.等テーマの決定	3月	9日理事会 企画委員会 庶務委員会 庶務報告	4月	学術委員会 学術委員会 学術委員会 学術委員会	5月	9日大会庶務報告 17日大会庶務報告 大会庶務報告 大会庶務報告	6月	学術委員会 学術委員会 学術委員会 学術委員会	7月	学術委員会 学術委員会 学術委員会 学術委員会	8月	学術委員会 学術委員会 学術委員会 学術委員会	9月	学術委員会 学術委員会 学術委員会 学術委員会	10月	学術委員会 学術委員会 学術委員会 学術委員会	11月	学術委員会 学術委員会 学術委員会 学術委員会	12月	学術委員会 学術委員会 学術委員会 学術委員会
----	----------------	----	-------------------------------	----	---------------------------------	----	----------------------------------	----	---	----	----------------------------------	----	----------------------------------	----	----------------------------------	----	----------------------------------	-----	----------------------------------	-----	----------------------------------	-----	----------------------------------

## 日本建築学会「大会・支部研究発表選評」 (仮称) の運営要領 (案)

主旨 : 本会で無審査<sup>1)</sup>で口頭発表される研究は、毎年、大会で約3,000~3,500題、支部研で1,200~1,300題で(62年度)の多数に達している。これらの研究には、完成度は別として、優れた着想の問題提起とそれへのアプローチ、将来への発展性、他研究者への波及等の点で注目に価するものがある。

そこで、それらの中から、学界のリーダー的「選評委員」が自己の見識に照らして対象研究を厳選し、(全発表の1/10程度)、論評を加えて会員に紹介することによって、発表会に参加できなかった会員には整理された情報を提供し、発表者には助言・激励を与え、ひいては研究発表活動を振興して会員の学術・技術の向上発展に資することができる。

また、この活動は、直接に学会の研究動向を包括的に記録・報道しようとするものではないが、長期的に見れば、結果としてはそのような効用をもたらすことになる。

<sup>1)</sup>大会は審査が形式上は存在する。

(将来、選評されたことが黄表紙の審査をパスするために有利に働くようにすることが望ましい)

運営 : 大会および支部研究発表会の担当部門に「選評運営委員会」を設けて運営する。

- 業務
1. 選評作成要項の決定 (400字/題として、論報1頁に6題収容)
  2. 選評集の編集、クレーム処理 (黄表紙別冊、構造と計画に分ける)
  3. 選評員の担当区分の決定 (発表会場の構成と関連づける)
  4. 選評員の選定

委	- 大会選評委員会	——	部門別委員会
員	- ○○支部選評委員会	——	”
長	- □□	”	——
会	- △△	”	——

選評員の業務

本制度の主旨を配慮し、議

識見に基づいて、担当分

から対象を原則として1題選び出し、論評を加える。

論評の責任は選評員個人に属する。論評は署名付きとする。

選評員は、任期1年で交代する。再任は良いが重任は不可。

選評発行の時期

遅くとも、次年度の大会研究発表申込締切前とする。

問題点等 1. 財 政

2. 選評読者から対象研究へのアプローチは？

3. 大会発表・支部研究発表の形態の改革は？……………現状維持

4. 「切り捨て御免」的でなく、建設的なものにしたいが、「仲間褒め」も困る。

5. 選評員を長期にわたって確保できるか？

日本建築学会「大会・支部研究発表選評」の発行に伴う諸費用

S.63.7.26

WG1. 資料No5-2

条件……1頁当り3題とし、1題につき「題名、氏名、選評含め800字」とする。 2,400字/頁 論文会員6,500名に1冊配布					
適用	支	出	の	部	備
					考
500	選考料 印刷製本 送料 編集費	@5,000 × 500 @2,210,000 × 1 @730,000 × 1 @180,000 × 1	=	2,500,000 2,210,000 730,000 180,000 (5,620,000)	168頁/B5判 865円の値上げ/1人当り
600	選考料 印刷製本 送料 編集費	@5,000 × 600 @2,600,000 × 1 @880,000 × 1 @330,000 × 1	=	3,000,000 2,600,000 880,000 330,000 (6,810,000)	200頁/B5判 1,048円の値上げ/1人当り
700	選考料 印刷製本 送料 編集費	@5,000 × 700 @3,060,000 × 1 @1,030,000 × 1 @480,000 × 1	=	3,500,000 3,060,000 1,030,000 480,000 (8,070,000)	234頁/B5判 1,242円の値上げ/1人当り



## 組織に関する規程（案）

1988. 12. 17

- 第1条（総則） 本会の組織は、定款および一般規則に定めるほか、この規程による。
- 第2条（組織） 本会の組織および常置委員会は、別表-1（組織図）および別表-2（常置委員会の目的・事業）に定める。
- 第3条（総括委員会） 表彰、会務、研究、教育、情報、支部の各部門に、それぞれの部門を総括・調整する委員会として、表彰委員会、総務委員会、学術委員会、教育・文化事業委員会、情報委員会および支部長会議をおく。
- 2 各部門に亘る問題の総括・調整は総務委員会が行う。
- 第4条（委員会の任務） 各委員会の目的、事業、組織等については、それぞれの委員会運営規程に定める。
- 第5条（組織の変更） 委員会の新設・廃止等、組織を変更する必要がある場合には、原則として関係する部門の総括委員会が発議し、総務委員会および企画運営委員会の議を経て理事会において決定する。
- 第6条（特別委員会等） 外部諸団体との協同委員会および調査・出版・研究等のために編成される特別委員会を設置する場合には、所属する委員会を定めなければならない。
- 2 特別委員会等を担当する委員会は、常時その運営状況を把握するとともに、任務が終了した場合には、廃止の手続きをとらなければならない。
- 第7条（役員の担当） 企画運営委員会および表彰部門は会長が担当し、会務、研究、教育、情報、支部の各部門は、会長の指名により副会長がそれぞれ担当する。
- 2 会務、研究、教育、情報の各部門を担当する副会長の担当期間は1年とし、会長の指示により交替する。支部担当副会長の担当期間は2年とする。
- 3 会長、副会長および理事の担当する委員会は、別表-3（役員の担当する委員会）に定める。
- 付 則 1. この規程は昭和64年 月 日から施行する。
2. 理事の担当する委員会に関する規程は廃止する。



別表-2 常置委員会の目的・事業

各委員会の目的・事業等（主な会務，運営関係委員会に限る）

1. 会長担当

委員会名	目的	事業
(1) 企画運営委員会	本会の運営・事業面に関し，重要問題ならびに長期的問題について検討のため。	1. 建築の学術分野の複雑多様化への対応 2. 社会情勢との対応 3. 本会の目的達成のための新事業の企画 4. その他，任務遂行に必要な事項
(2) 表彰委員会	本会表彰制度の適正な運用のため	1. 表彰制度の検討 2. 賞の制定・改廃 3. 各賞選考委員会の連絡 4. 各賞選考委員会委員候補の選出（本会役職による委員を除く） 5. 理事会からの付託にかかわる事項
(2-1) 大賞選考委員会	1. 大賞の選考	
(2-2) 学会賞選考委員会	1. 学会賞の選考	
(2-3) 奨励賞選考委員会	1. 奨励賞（論文）の選考	
(2-4) 文化賞選考委員会	1. 文化賞の選考	
(2-5) 霞が関ビル記念賞選考委員会	1. 霞が関ビル記念賞の選考	

2. 会務担当副会長（大学等の研究機関以外の所属）

委員会名	目的	事業
(3) 総務委員会	本会の運営に関する諸問題ならびに基本的諸問題について検討のため	1. 本会の組織運営に関する事 2. 理事会，総会，評議員会および大会に関する事 3. 事業計画に関する事 4. 広報に関する事 5. 建議・建策に関する事 6. 支部に関する事 7. 国内外関係他学協会・機関との対応・交流 8. 官公庁・産業界との対応・交流 9. その他任務遂行に必要と思われる事項
(4) 財務運営委員会	この会の財務および経理の適正運用処理をはかるため	1. 決算報告書の作成 2. 長期財政計画の策定 3. その他関連の事項
(5) 選挙管理委員会	役員選挙を公正に執行管理するため	
(6) 会員委員会	会員業務の適正な運営を期するため	1. 会員の入退会に関する事 2. 会員の権利，義務に関する事 3. 会員増加活動に関する事 4. 会員サービスに関する事 5. 会員名簿の発行に関する事 6. 名誉会員推挙に関する事項 7. 終身正会員待遇に関する事項 8. その他会員業務の遂行に必要な事項
(7) アジア建築交流委員会	アジア諸国・諸地域との建築における学術・技術・芸術の交流を友好的に促進するため	1. 情報交流の促進 ◇ 国内・国外の関連する組織との連絡，交流 ◇ 各種名簿の作成 ◇ 文献・資料の収集と活用 2. 人的交流の促進 ◇ 国際シンポジウムの開催 ◇ 訪問団の相互交流 ◇ 留学生・訪日者との交流 3. その他目的達成に必要な事業
(8) 会館委員会	会館経営の適正な運営を期するため	

3. 研究担当副会長（大学等の研究機関所属）

委員会名	目的	事業
(9) 学術委員会	建築の学術・技術・芸術に関する研究の振興ならびに推進のため	1. 本会の調査研究活動の振興に関する事項 2. 調査研究関係専門委員会（以下専門委員会という。）の設置および改廃ならびに相互連絡と調整に関する事項 3. 大会における調査研究関係行事の企画 4. 日本学術会議からの申越事項の検討処理 5. 学術関係の他団体との連合研究発表の共催 6. 学術・技術・芸術に関する国際交流に関する事項 7. 他団体から依頼の研究奨励金、褒賞等の処理に関する事項 8. 理事会の付託にかかわる事項 9. 論文集委員会、作品選集委員会、ISO国内連絡委員会、耐震連絡委員会との連絡調整に関する事項 10. その他この委員会の目的達成に必要な事項
(10) 論文集委員会	論文報告集の編集および掲載論文の募集・審査のため	
(11) 作品選集委員会	会員による優れた建築作品を公表することにより、会員の制作意欲を鼓舞し、会員のみならず社会一般の建築に対する認識を高め、建築文化の向上に資するため	1. 選集作品の募集・選考、作品集の編集 2. 委員候補の選定
(12) 各調査研究専門委員会		
(13) 耐震連絡委員会	地震災害調査に関する情報交換、地震災害調査報告作成のため	

4. 教育担当副会長（大学等の研究機関以外の所属）

委員会名	目的	事業
(14) 教育・文化事業委員会	本会の学術・技術・芸術に関する研究成果の普及ならびに啓蒙をはかり、会員の技術・技能向上のため	1. 教育事業（講習会・講演会・展示会・設計競技・各種教材刊行）の調査、企画に関する事 2. 教育事業関係委員会の相互調整に関する事 3. その他教育事業の推進に関する事項
(14-1) 講習会等事業委員会	各種講習会の企画と実施	
(14-2) 設計競技事業委員会	設計競技の企画と審査	
(14-3) 講演・展示委員会	講演・展示会の企画と実施	
(14-4) 教材企画委員会	学生・一般社会等に対する建築教材の体系的な企画と編集	

5. 情報担当副会長（大学等の研究機関所属）

委員会名	目的	事業
(15) 情報委員会	本会における情報発信機構の基本方針の検討、立案ならびに関係委員会との連絡・調整のため	学会発信情報を 1. 受信対象者ならびに受信対象別の内容、情報伝達手段の検討・策定 2. 情報の平易・実践化方策の策定 3. 情報サービスのデータベース化の方針策定 4. 情報サービス機構の策定 5. 受信対象者からのフィードバック体制の策定
(16) 図書委員会	図書室の運営、内外の文献・情報の収集・整理・紹介	1. 文献・資料・情報の収集 2. 文献・資料・情報の整理、保存 3. 文献と資料・情報の紹介・提供 4. 図書室の整備に関する事項 5. 図書室の閲覧に関する事項 6. その他理事会の付託した事項またはこの委員会が必要と認めたもの
(17) 会誌編集委員会	会誌刊行事業を企画実施のため	1. 会誌の編集企画 2. 会誌の原稿採否ならびにその処理 3. 会誌刊行に関する諸事項 4. その他理事会の付託した事項またはこの委員会が必要と認めたもの
(18) 刊行委員会	研究成果等の刊行（建築雑誌および論文報告集を除く）およびこれに関連する事業を円滑に運営するため	1. 刊行物の調査・企画および実施に関すること 2. 調査研究関係委員会等の刊行計画の実施に関すること 3. 執筆報酬および著作権料等に関すること 4. 刊行規程その他刊行事業に関すること

6. 支部担当副会長（大学等の研究機関所属，関東以外の地域）

委員会名	目的	事業
(19) 支部長会議	本部と支部・支所との連携・協力に関する事項および支部・支所にかかわる共通事項の審議のため	

別表-3 役員の担当する委員会

	会 長	副 会 長	理								監事	事 務 局							
			専 務	総 務	会 計	会 員	学 術	図 書	事 業	会 館		総 務	經 理	企 画	研 究	編 集	普 及	図 書	
総 会	◎	ABCDE ◎ 総務担当 ◎ 企画担当 ◎ 表彰担当 ◎ 大賞選考 ◎ 学賞選考	◎	AB	AB	AB	ABC	AB	AB	AB	AB	AB	◎	◎					
評 議 員 会	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
理 事 会	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
担 当 理 事 会		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
大 会	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
企 画 運 営 委	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
表 彰 (新設)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
大 賞 選 考	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
学 会 賞 選 考		◎																	
奨 励 賞 選 考 (新)																			
文 化 賞 選 考 (新)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
霞 が 関 賞 選 考 (新)																			
総 務 委 (新設)		◎																	
建 築 博 物 館																			
財 務 運 営 委		◎																	
選 挙 管 理 委																			
会 員 委 (新設)																			
ア ジ ア 建 築 交 流 委																			
会 館 委																			

会 長	副 会 長	理						事					務 局						
		専 務	總 務	會 計	會 員	学 術	図 書	事 業	會 館	監 事	總 務	經 理	企 画	研 究	編 集	普 及	図 書		
	ABCDE 文部省 教育委員会 研究振興会 会務振興会	◎ ○ ○			AB AB	ABC	AB	ABCD	AB	AB									
学術委員会		◎ ○ ○				○○○													
論文集委(新設)																			
作品選集委(新設)							○ ◎												
材料・施工委																			
構造委																			
歴史・意匠委																			
防火委																			
建築経済委																			
学校建築委																			
環境工学委																			
建築法制委																			
建築教育委																			
都市計画委																			
建築計画委																			
農村計画委																			
海洋委																			
情報システム委																			
耐震連絡委																			
教育・文化事業委(新設)		◎																○	
講習会等事業委																			○





# 規程類を管理する規程の一部改正（案）

63. 12. 17

（改正前）

## 第4条（制定手続）

規程類の制定、改廃手続は次のとおりとする。

- （1）規程－評議員会の議決による。
- （2）規程、細則－担当理事が起案し、または承認したものを理事会で決定する。
- （3）要領又はこれに準ずる表現のもの－担当理事が決定する。ただし、委員会関係規程に関するものについては、当委員会が決定する。

（改正後）

## 第4条（制定手続）

規則、規程等の制定、改廃手続は次のとおりとする。

### （1）規則

一般規則、選挙管理規則は総務委員会が、経理規則は財務運営委員会が起案し、企画運営委員会、理事会の議を経て、評議員会が決定する。

### （2）規程・細則

- イ. 担当する委員会が起案し、部門総括委員会および総務委員会の議を経て理事会が決定する。
- ロ. 組織の変更により新設される委員会の規程は原則として、関係する部門総括委員会が起案し、総務委員会および企画運営委員会の議を経て理事会が決定する。
- ハ. 特別委員会に関する規程はその特別委員会が所属する部門総括委員会が起案し、総務委員会および企画運営委員会の議を経て理事会が決定する。

### （3）要領、またはこれに準ずるもの

担当する委員会が決定し、部門総括委員会に報告する。

### （4）内規

内容により規程または要領に準ずる。

WG 5. 規程類 2